

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を
改正する規程について

令和 2 年 11 月
経 済 産 業 省
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等において有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた項目について、関連省令等を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。)

2. 具体的な改正の内容

<圧縮水素スタンドにおける保安監督者の兼任の許容>【基本通達】

(1) 概要

第一種製造者の圧縮水素スタンド等においては、法第 27 条の 2 第 1 項に定める保安統括者に代わり、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 64 条第 2 項第 5 号に基づき、製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し 6 月以上の経験を有する者等にその製造に係る保安を監督させることを可能としている。

この製造に係る保安を監督する者（以下「保安監督者」という。）について、現状では、その職務に鑑み、2 以上の圧縮水素スタンド等の保安の監督に係る業務を兼務することは法令上想定されていないが、今般、一定の要件を満たすことを前提に保安監督者の兼任を可能とするため、その要件の明確化に係る改正を行うものである。

(2) 具体的な規定の内容

1名の保安監督者が同時に2以上の圧縮水素スタンド等(※)の保安の監督に係る業務を兼務する保安管理体制をとろうとする場合(以下、当該保安監督者を「兼任保安監督者」という。)の要件として、「準保安監督者を選任し、圧縮水素スタンド等に常駐して平常時及び緊急時の対応を行わせること」、「兼任保安監督者は、保安監督者として6月以上の実務経験等を有するとともに、平常時は1週間に1回以上、緊急時は少なくとも24時間以内に現場に赴き保安の維持の状況等を自ら確認すること」等を定めるとともに、事業者は要件に基づき対応する内容を危害予防規程に定めることとし、これらの要件を基本通達で規定する。

※一般則第7条の3に規定する圧縮水素スタンド及び同規則第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドを指す。

以上